

もてぎ・鈴鹿共済会 会員の皆様へ

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	90万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	1,500円 （180日限度）
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。	手術の種類に応じて 1.5万円・3万円・ 6万円
通院保険金	事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	1,000円 （90日限度）

2. 保険金をお支払いできない場合

- ・故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・酒酔運転、無資格運転による事故、麻薬等を使用しての運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金をお支払いできません。

など

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆様は事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆様に保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員様)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆様は、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

ご契約に関するお問合せ先

株式会社損害保険ジャパン 三重支店 鈴鹿支社

TEL:059-378-1211 FAX:059-378-2132(営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『ツインリンクもてぎ』での事故

株式会社損害保険ジャパン 関東SC第二部 宇都宮第一サービスセンター課

TEL:028-627-8016 FAX:028-627-8063(営業時間平日9:00~17:00)

- ・『鈴鹿サーキット』での事故

株式会社損害保険ジャパン 中部SC第二部 津サービスセンター課

TEL:059-226-4996 FAX:059-227-4987(営業時間平日9:00~17:00)

取扱代理店

サーキット サービス クリエイツ株式会社

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0339(営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248